

福井県報

第 204 号
令和 4 年
7 月 12 日(火)
火曜日発行

目次

(※は県例規集登載事項)

告示

- 身体障害者福祉法に規定する医師の指定(二九六・障がい福祉課)……………一
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定
自立支援医療機関の指定(二九七、二九八・同)……………二
- 救急業務に係る医療機関の認定(二九九・丹南保健所)……………三
- 保安林の指定施業要件の変更の予定(三〇〇・森づくり課)……………三
- 中央児童相談所・婦人相談所(仮称)建築工事の請負契約に係る一般競争入札に
参加する者に必要な資格(三〇一・土木管理課)……………四
- 道路の区域の変更(三〇二、三〇三・道路保全課)……………五
- 道路の位置の指定(三〇四・丹南土木事務所)……………六
- 道路の位置の指定(三〇五・嶺南振興局)……………六

公告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方の決定(県立病院)……………六
 - 農地を利用する権利の設定の裁定(中山間農業・畜産課)……………七
 - 県営土地改良事業の工事の完了(十六件・奥越農林総合事務所)……………七
 - 土地改良区の役員の退任(嶺南振興局)……………九
 - 土地改良区の役員の就任(同)……………一〇
 - 公共測量の実施(土木管理課)……………一〇
- 選挙管理委員会告示**
- 政治団体の設立の届出(九八)……………一〇
 - 政治団体の届出事項の異動に係る届出(九九)……………一〇
 - 政治団体の解散の届出(一〇〇)……………一一
 - 資金管理団体でなくなった旨の届出(一〇一)……………一二
 - ※公職選挙法事務規程の一部を改正する告示(一〇二)……………一三

告示

福井県告示第296号
 令和4年7月1日付けで、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則(昭和34年福井県規則第61号)第7条の規定により、次のとおり公示する。

令和4年7月12日

福井県知事 杉本 達治

診療科目	医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地
1 耳鼻いんこう科	加藤 永一	福井大学医学部附属病院	吉田郡永平寺町松岡下合月23-3
2 整形外科	山岸 淳嗣	福井大学医学部附属病院	吉田郡永平寺町松岡下合月23-3
3 呼吸器科	三ツ井 美穂	福井大学医学部附属病院	吉田郡永平寺町松岡下合月23-3
4 呼吸器科	島田 昭和	福井大学医学部附属病院	吉田郡永平寺町松岡下合月23-3
5 呼吸器科	山口 牧子	福井大学医学部附属病院	吉田郡永平寺町松岡下合月23-3
6 呼吸器科	園田 智明	福井大学医学部附属病院	吉田郡永平寺町松岡下合月23-3
7 呼吸器科	本定 千知	福井大学医学部附属病院	吉田郡永平寺町松岡下合月23-3
8 内科	大鐘 邦裕	はるそら内科クリニック	坂井市春江町江留中37-14
9 内科	鈴木 友輔	独立行政法人国立病院機構あわら病院	あわら市北潟238-1
10 神経内科	白藤 法道	独立行政法人地域医療機能推進機構 福井勝山総合病院	勝山市長山町2丁目6-21
11 外科	田中 麻奈美	木村病院	鯖江市旭町4丁目4-9
12 内科	山内 博行	公立丹南病院	鯖江市三六町1丁目2-31
13 外科	竹内 一雄	市立敦賀病院	敦賀市三島町1丁目6-60

福井県告示第297号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により、次のとおり公示する。

令和4年7月12日

福井県知事 杉本 達治

担当する自立支援医療の種類	名称	所在地	開設者氏名または名称	代表者	開設者住所	指定日
育成医療 更生医療	V・drug 福井空港前薬局	坂井市春江町藤鷲塚40-24	中部薬品株式会社	代表取締役 佐口 弥	岐阜県多治見市高根町4丁目29番地	令和4年7月1日
育成医療 更生医療	クサリのアオキ 勝山旭薬局	勝山市旭町1丁目139番地	株式会社クサリのアオキ	代表取締役 青木 宏憲	石川県白山市松本町2512番地	令和4年7月1日

福井県告示第298号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により、次のとおり公示する。

令和4年7月12日

福井県知事 杉本 達治

病院または診療所

担当する自立支援医療の種類	名称	所在地	開設者氏名または名称	代表者	開設者住所	担当する医療の種類	指定日
育成医療 更生医療	はるそら内科クリニック	坂井市春江町江留中37-14	大鐘 邦裕		福井市灯明寺2丁目2308-1	腎臓に関する医療	令和4年7月1日

福井県告示第299号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定に基づき、消防法（昭和23年法律第186号）第2条第9項の救急業務に係る医療機関を認定したので、同令第2条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年7月12日

福井県知事 杉本 達治

- 区分 救急病院
- 名称 林病院
- 所在地 福井県越前市府中1丁目3番5号
- 認定の有効期間

自令和4年7月1日
至令和7年6月30日

福井県告示第300号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和4年7月12日

福井県知事 杉本 達治

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福井市尼ヶ谷町64字布滝1、2の1、3の1、65字六万坊1、2の1、2の3、3、4、66字戸尻1の1、1の2、2から6まで、67字下宮山口1、2の1、3から11まで、12の1、12の2、13の1、13の2、14の1、14の2、15、16の1、16の2、17の1、18の2、19の1、68字宮山1、2、3の1、3の4、5から7まで、8の1、8の2、9の1、9の4、10の1、10の3、11、12、69字扇谷1の1、1の3、2の1、2の3、3、4の1、4の2、5、6の1
2 保安林として指定された目的
水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものである。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法：期間および樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および福井市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福井県告示第301号

中央児童相談所・婦人相談所（仮称）建築工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格については、建設工事の請負契約等に係る競争入札の参加者の資格等（平成10年福井県告示第749号）の規定は適用せず、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき、別にこの工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたので、同条第2項の規定により、その基本となるべき事項および当該資格の審査の申請の時期、方法を次のとおり公示する。

令和4年7月12日

福井県知事 杉本 達治

1 一般競争入札に付する事項

(1) 工事名

中央児童相談所・婦人相談所（仮称）建築工事

(2) 工事場所

福井県福井市木田3丁目 地係

(3) 工事概要

中央児童相談所・婦人相談所 木造2階建て 延べ面積2,168.8㎡、駐輪場鉄骨造一部木造 平屋建て 延べ面積10.0㎡の新築工事

2 この工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「特定建設工事入札参加資格」という。）の審査を申請することができる者

特定建設工事入札参加資格の審査を申請することができる者は、次の条件をすべて満たす共同企業体とする。

(1) この工事を共同して請け負うことを目的として、福井県内に主たる営業所（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の営業所のうち、同項の許可に係る営業所をいう。以下同じ。）を有する2の建設業者（法第2条第3項に規定する建設業者をいう。以下同じ。）により結成された共同企業体であること。

(2) 共同企業体の構成員は、次に掲げる要件のすべてを満たしていること。

ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出する時点において、福井県の競争入札参加資格について建築一式工事A等級の資格を有すると決定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者または民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者については、更生手続開始または再生手続開始の決定後に、別に定める手続に基づき競争入札参加資格の再認定を受けていること。）。

イ 申請書を提出する時点において、法第3条第1項の許可を有しての営業年数（継続した営業年数とし、許可の失効（法第3条第3項）または許可の取消し（法第29条）があった場合はそれ以前の営業年数は通算しない。以下同じ。）が3年以上あること。

ウ この工事の請負契約に係る一般競争入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員でないこと。

エ 共同企業体への出資の比率がいずれも30パーセント以上であること。

オ 申請書を提出する時点において、福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領（以下「措置要領」という。）に基づき指名停止または指名除外期間中でないこと。

カ 申請書を提出する時点において、建設業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度もしくは特定退職金共済制度のいずれかに加入していること。または退職一時金制度を有している者であること。

キ 申請書を提出する時点において、会社更生法の規定に基づき更生手続開始の申立

てが行われている者または民事再生法の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者であつて、2(2)アの再認定を受けていない者その他経営不振に陥つたと明らかに認められる等この入札に参加するのにふさわしくないと認められる者でないこと。

ク 法第26条第1項に規定する主任技術者または同条第2項および第5項に規定する監理技術者（監理技術者資格者証（裏面で講習受講を確認できない場合は、これに加えて監理技術者講習修了証）を有する者であること。）であつて、この工事に關する入札公告において定める要件を満たしている者をこの工事の現場に専任で配置することができること。

(3) 共同企業体の構成員の代表者にあつては次に掲げるアおよびイの要件を、代表者以外の構成員にあつては次に掲げるイの要件を満たしている者であること。

ア 共同企業体への出資の比率が構成員中最大かつ他の構成員の出資比率を上回ること。

イ この工事に関する入札公告において定める工事実績を有する者であること。

3 特定建設工事入札参加資格の審査の申請手続

特定建設工事入札参加資格の審査を受けようとする者は、次に掲げるところにより申請すること。

(1) 提出書類

ア 申請書

イ 経営規模等総括表

ウ 共同企業体のすべての構成員の経営規模等評価結果通知書および総合評定値通知書（経営事項審査の結果についての法第27条の27および第27条の29第1項の規定による通知に係る文書をいう。）の写し（令和3・4年度の福井県建設工事等競争入札参加資格審査（再審査を含む。）において用いたものに限る。）

エ 共同企業体協定書

オ 工事経歴書

カ 技術職員名簿

(2) 申請書等（3(1)に掲げる提出書類をいう。以下同じ。）の交付期間等

ア 交付期間

令和4年7月12日（火）から同年7月27日（水）まで（福井県の休日を含め、福井県福井市大手3丁目17番1号）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県土木部公共建築課

(3) 申請書等の提出期間等

ア 提出期間

申請書等の交付期間と同じとする。

イ 提出場所

申請書等の交付場所と同じとする。

ウ 提出方法

郵送（民間事業者を含む。以下同じ。）または持参して提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

なお、郵送により提出する場合には、配達記録が残る書留郵便等を利用して送付しなければならない。

エ 提出部数

正本1部および副本1部

4 特定建設工事入札参加資格の有無および格付けの決定

特定建設工事入札参加資格の審査をした者の特定建設工事入札参加資格の有無については、3(1)に掲げる提出書類を審査した上で決定し、その格付けについては3(1)ウに掲げる書類に基づき、3(1)イに掲げる書類により審査の上、決定するものとする。

なお、特定建設工事入札参加資格の有無および格付けを受けた者であっても、申請書を提出した後開札までに、共同企業体の構成員のいずれかが措置要領に基づき指名停止または指名除外の措置を受けた場合その他経営不振に陥つたと明らかに認められる等この入札に参加するのにおさわしうないと認められる場合には、特定建設工事入札参加資格および格付けの決定を取り消すことがある。

5 特定建設工事入札参加資格の有効期間

特定建設工事入札参加資格の有無および格付けの決定は、この工事の請負契約に係る一般競争入札についてのみ有効とし、この工事を落れた共同企業体の入札参加資格および格付けにあつてはこの工事が完了し、当該共同企業体の清算が完了した日に、その他の共同企業体にあつてはこの工事の請負契約が締結された日に、その効力を失うものとする。

6 その他

特定建設工事入札参加資格の審査についての照会先

福井県土木部土木管理課建設産業・人材支援室

電話番号 0776-20-0470

福井県告示第302号

一般県道山柳林線の下記区間において、道路改良工事に伴い、道路の区域を変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および敦賀土木事務所において、令和4年7月12日から20日間一般の縦覧に供する。

令和4年7月12日

福井県知事 杉本 達治

道路種類	路線名	新旧別	区 間	幅員 (単位: メートル)	延長 (単位: メートル)
一般県道	山榑林線	新	敦賀市榑林5号下崩 レ1番9から 敦賀市砂流35号神 主前5番25まで	12.1 ～ 14.4	286.8
			敦賀市榑林5号下崩 レ1番9から 敦賀市榑林4号新与 田2番2まで	14.0 ～ 14.2	93.4

福井県告示第303号

一般県道小曽原武生線の下記区間において、道路の区域を変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および丹南土木事務所鯖江丹生土木部において、令和4年7月12日から20日間一般の縦覧に供する。

令和4年7月12日

福井県知事 杉本 達治

道路種類	路線名	新旧別	区 間	幅員 (単位: メートル)	延長 (単位: メートル)
一般県道	小曽原武生線	新	丹生郡越前町小曽原 29字五郎田103 番1から 越前市安養寺町11 字下小後山16番2 まで	12.0 ～ 33.0	933.0

福井県告示第304号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年7月12日

福井県丹南土木事務所長 小野田 利宏

1 申請者の住所ならびに名称および代表者の氏名

福井市グリーンハイツ7丁目110番地

牛若 正夫

2 道路位置の指定表示

道路の指定を受けた位置 (単位:メートル)	幅 員 (単位:メートル)	延 長 (単位:メートル)
鯖江市小黒町二丁目10 03番1	8.00	50.05

福井県告示第305号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年7月12日

福井県嶺南振興局長 小林 弥生

1 申請者の住所ならびに名称および代表者の氏名
福井県敦賀市助生野87号13番6

有限会社カワセ不動産

代表取締役 河瀬 雄二

2 道路位置の指定表示

道路の指定を受けた位置 (単位:メートル)	幅 員 (単位:メートル)	延 長 (単位:メートル)
福井県敦賀市野坂29号 大田13番1の一部	6.00	48.52

公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和4年7月12日

福井県知事 杉本 達治

1 随意契約に係る特定役務の名称および数量
医療情報システム更新および保守業務
一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

福井県立病院 情報システム室

福井県福井市四ツ井2丁目8-1

- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和4年5月31日
- 4 随意契約の相手方の名称および住所
富士通Japan株式会社福井支店
福井県福井市毛矢1-10-1
- 5 随意契約に係る契約金額
1,269,963,640円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号に該当するため。

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、下記農地について利用権を設定する裁定をしたので同法第41条第3項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年7月12日

福井県知事 杉本 達治

1 農地の所在等

所在および地番	地目	面積 (㎡)
大野市68字45	田	1,021
大野市68字46	田	1,080

2 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額 (円)
利用権	令和4年9月1日	11年	23,111

- 3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地
福井市松本3丁目16-10
福井県農地中間管理機構
公益社団法人ふくい農林水産支援センター 理事長 山本 明志
- 4 農地の所有者等の情報
松田 長重
- 5 補償金の支払の方法
農地を利用する権利の始期までに福井地方法務局本局に補償金を供託する。
- 6 補償金の還付について

農地の所有者等は福井地方法務局本局において、補償金の還付を受けることができる。

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年7月12日

福井県知事 杉本 達治

- 1 地区名
堀兼地区
- 2 土地改良事業の名称
県営土地改良事業（農業用排水施設（経営体育成基盤整備）事業）
- 3 工事が完了年月日
令和4年5月20日

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年7月12日

福井県知事 杉本 達治

- 1 地区名
堀兼地区
- 2 土地改良事業の名称
県営土地改良事業（暗渠排水（経営体育成基盤整備）事業）
- 3 工事が完了年月日
令和4年3月30日

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年7月12日

福井県知事 杉本 達治

- 1 地区名
勝山地区
- 2 土地改良事業の名称
県営土地改良事業（農業用排水施設（中山間地域総合整備）事業）
- 3 工事が完了年月日
令和4年3月18日

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第

113条の3第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年7月12日

福井県知事 杉本 達治

1 地区名

勝山地区

2 土地改良事業の名称

県営土地改良事業（農業用道路（中山間地域総合整備）事業）

3 工事完了年月日

令和4年3月22日

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第

113条の3第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年7月12日

福井県知事 杉本 達治

1 地区名

勝山地区

2 土地改良事業の名称

県営土地改良事業（区画整理（中山間地域総合整備）事業）

3 工事完了年月日

令和4年3月22日

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第

113条の3第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年7月12日

福井県知事 杉本 達治

1 地区名

勝山地区

2 土地改良事業の名称

県営土地改良事業（暗渠排水（中山間地域総合整備）事業）

3 工事完了年月日

令和4年3月22日

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第

113条の3第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年7月12日

福井県知事 杉本 達治

1 地区名

真名川頭首工地区

2 土地改良事業の名称

県営土地改良事業（農業用排水施設（ため池等整備（大規模）（農業用河川工作物

応急対策）事業）

3 工事完了年月日

令和4年1月28日

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第

113条の3第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年7月12日

福井県知事 杉本 達治

1 地区名

勝山大用水地区

2 土地改良事業の名称

県営土地改良事業（農業用排水施設（農村災害対策整備）事業）

3 工事完了年月日

令和4年5月10日

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第

113条の3第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年7月12日

福井県知事 杉本 達治

1 地区名

勝山東部地区

2 土地改良事業の名称

県営土地改良事業（農業用排水施設（経営体育成基盤整備）事業）

3 工事完了年月日

平成26年3月20日

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第

113条の3第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年7月12日

福井県知事 杉本 達治

1 地区名

勝山東部地区

2 土地改良事業の名称

県営土地改良事業（暗渠排水（経営体育成基盤整備）事業）

- 3 工事完了年月日
平成25年12月25日

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年7月12日

福井県知事 杉本 達治

- 1 地区名
勝山東部地区
- 2 土地改良事業の名称
県営土地改良事業（区画整理（経営体育成基盤整備）事業）
- 3 工事完了年月日
平成26年3月20日

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年7月12日

福井県知事 杉本 達治

- 1 地区名
大野阪谷地区
- 2 土地改良事業の名称
県営土地改良事業（農業用排水施設（中山間地域総合整備）事業）
- 3 工事完了年月日
平成27年6月30日

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年7月12日

福井県知事 杉本 達治

- 1 地区名
大野阪谷地区
- 2 土地改良事業の名称
県営土地改良事業（暗渠排水（中山間地域総合整備）事業）
- 3 工事完了年月日
平成27年3月20日

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第

113条の3第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年7月12日

福井県知事 杉本 達治

- 1 地区名
大矢戸地区
- 2 土地改良事業の名称
県営土地改良事業（農業用排水施設（土地改良総合整備）事業）
- 3 工事完了年月日
平成16年3月19日

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年7月12日

福井県知事 杉本 達治

- 1 地区名
大矢戸地区
- 2 土地改良事業の名称
県営土地改良事業（農業用道路（土地改良総合整備）事業）
- 3 工事完了年月日
平成16年3月19日

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年7月12日

福井県知事 杉本 達治

- 1 地区名
大矢戸地区
- 2 土地改良事業の名称
県営土地改良事業（暗渠排水（土地改良総合整備）事業）
- 3 工事完了年月日
平成16年3月19日

美浜中部土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和4年1月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和4年7月12日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所
理事 森下 裕 若狭町大鳥羽4-37

美浜中部土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和4年3月13日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和4年7月12日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所
理事 渡辺 英朗 若狭町成願寺10-3

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、令和4年6月28日に国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所より公共測量の実施についての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和4年7月12日

福井県知事 杉本 達治

- 1 測量計画機関の名称
金沢河川国道事務所
- 2 作業の種類
公共測量（用地測量）
- 3 作業の期間
令和4年7月10日から令和4年12月9日まで
- 4 作業の地域
あわら市牛ノ谷地内

選挙管理委員会告示

福井県選挙管理委員会告示第98号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年7月12日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

（その他の政治団体）

（国会議員関係政治団体以外の政治団体）

届出年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
令和4年5月30日	若き即戦力の会	澤田 昌平	山口 健太郎	越前市片屋町58-11
令和4年6月8日	永平寺町「えにし会」	田中 健一	酒井 恵	吉田郡永平寺町東古市5-8-1
令和4年6月13日	くすのき圭介を育む会	酒井 誠則	清水 健太郎	吉田郡永平寺町東古市17-15
令和4年6月14日	清水のりと後援会	金具 芳樹	布目 雄一郎	吉田郡永平寺町松岡志比堺25-522

福井県選挙管理委員会告示第99号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体の届出事項の異動に係る届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年7月12日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

異動年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容	
				新	旧
令和4年3月10日	自由民主党福井県支部連合会	山崎 正昭	会計責任者 松崎 雄城	松田 泰典	
令和4年4月1日	山崎正昭上中町後援会	倉谷 典彦	主たる事務所の所在地 三方上中郡若狭町下野木13-2	三方上中郡若狭町小原24-9	
令和4年4月1日	自由民主党福井県神道支部	山崎 清彦	代表者 倉谷 典彦	中村 好成	
令和4年5月10日	山崎正昭麻生津地区後援会	鈴木 孝生	会計責任者 宮川 長治郎	野口 和孝	
令和4年5月15日	上田誠励ます会	山口 利明	代表者 山口 利明	辻 健隆	
令和4年5月24日	参政党福井支部	松田 知世	代表者 松田 知世	砂畑 まみ恵	
令和4年5月24日	立憲民主党福井県第2区総支部	三田村 輝士	主たる事務所の所在地 1 越前市余川町31-1	越前市片屋町58-11-1	
			代表者 三田村 輝士	齊木 武志	
			国会議員関係政治団体の区分 国会議員関係政治団体以外の政治団体の区分	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
令和4年5月26日	自由民主党福井県石油販売業支部	河嶋 衛	代表者 河嶋 衛	田中 敏夫	
			会計責任者 田中 敏夫	河部 秀範	
令和4年6月1日	福井県商工政治連盟	佐飛 敏治	主たる事務所の所在地 9 福井市大宮3-2-1	あわら市花乃杜3-24-11	
			会計責任者 北 慶一	田中 喜吉	
令和4年6月1日	自由民主党美浜町支部	竹仲 良廣	主たる事務所の所在地 1-1 三方郡美浜町南9-1-1	三方郡美浜町南6-9-15	
			代表者 竹仲 良廣	崎元 良栄	

福井県選挙管理委員会告示第100号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年7月12日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

解散年月日	政治団体の名称	代表者の氏名
令和4年5月31日	坂本憲男後援会「憲友会」	坂本 憲男
令和4年6月7日	杉本隆洋後援会	直江 久雄

福井県選挙管理委員会告示第101号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第2号の規定により、資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年7月12日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
坂本 憲男	坂本憲男後援会「憲友会」	令和4年5月31日

福井県選挙管理委員会告示第百二号

公職選挙法事務規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和四年七月十二日

福井県選挙管理委員会 委員長 金井 亨

公職選挙法事務規程の一部を改正する告示

公職選挙法事務規程(昭和二十九年福井県選挙管理委員会告示第十六号)の二條を次のように改正する。

第十三号様式(その一)(備考)を次のように改める。

(備考) 1 住所の全部の告示に支障があると認めるときは、住所欄には、当該住所の一部のみを記載することができる。

2 職務を行うべき時間欄は、2人以上の投票管理者または2人以上の職務代理人に交替して職務を行わせる場合に記載すること。

第十三号様式(その二)(備考)を次のように改める。

(備考) 1 住所の全部の告示に支障があると認めるときは、住所欄には、当該住所の一部のみを記載することができる。

2 職務を行うべき時間欄は、同一の日に2人以上の投票管理者または2人以上の職務代理人に交替して職務を行わせる場合に記載すること。

第十三号様式(その三)(備考)を次のように改める。

(備考) 1 住所の全部の告示に支障があると認めるときは、住所欄には、当該住所の一部のみを記載することができる。

2 職務を行うべき時間欄は、2人以上の投票管理者または2人以上の職務代理人に交替して職務を行わせる場合に記載すること。

第二十九号様式の五の條を次のように改める。

(備考) 住所の全部の告示に支障があると認めるときは、住所欄には、当該住所の一部のみを記載することができる。

第四十八号様式(その一)中

当落の別	候補者氏名 (振り仮名を付けること。)	性別	年齢	党派	得票数	住所	職業	摘要
------	------------------------	----	----	----	-----	----	----	----

を

「」を「」(その二)中

当落の別	候補者氏名 (通称認定をした場合は通称)	党派	得票数	ウェブサイト等のアドレス	摘要
------	-------------------------	----	-----	--------------	----

当選人氏名 (振り仮名を付けること。)	性別	年齢	党派別	住所	職業	備考
------------------------	----	----	-----	----	----	----

を

「」を「」。

当選人氏名 (通称認定をした場合は通称)	党派別	ウェブサイト等のアドレス	備考
-------------------------	-----	--------------	----

附 則

この告示は、令和四年七月十二日から施行する。

令和四年七月十二日発

行

発行人

〒九一〇-八五八〇

福井県福井市大手三丁目十七番一号 福井県